

初感染結核に対するINHの投与について

て

平成元年二月二十八日 健医感発第二十号
各都道府県・各政令市・各特別区衛生主
管部（局）長あて厚生省保険医療局疾病対
策課結核・感染症対策室長通知

最近改正 平成五年四月二十八日健医感発第五二号

従来、中学生以下の者で一定の基準に該当する者は初感染結核として、結核予防法第四条の公費負担の対象として取り扱われてきたが、最近、義務教育終了後の者の中にも結核集団感染の場合などに、初感染結核の基準に該当する者が認められるので、初感染結核に対するイソニコチン酸ヒドラジッド（INH）の投与対象者の基準を左記のように改めることとしたので、ご知のうえ、関係機関への周知方よろしく願います。

記

1 中学生以下の者に対する基準

(1) 既往にBCG歴がなく、塗抹陽性患者と接触がある場合には、ツベルクリン反応発赤径の長径が一〇mm以上の者とするが、乳幼児にあつては、平成四年二月八日付健医感発第六八号本職通知「結核定期外健康診断ガイドライン」中の2-1の区分で、「最重要」とされる初発患者と接触している場合には、ツベルクリン反応検査が陰性でも対象とすることができる。

ただし、既往にツベルクリン反応陽性の記録がある者は除

く。

(2) 既往にBCG歴がなく、塗抹陽性患者と接触がない場合には、ツベルクリン反応発赤径の長径が三〇mm以上の者、あるいは初回のツベルクリン反応が二九mm以下で、再ツベルクリン反応の結果がおおむね二〇mm以上の強陽性の者。

ただし、既往にツベルクリン反応陽性の記録がある者は除く。

(3) 既往にBCG歴があり、塗抹陽性患者と接触がある場合には、ツベルクリン反応発赤径の長径が三〇mm以上で結核感染が強く疑われる者。

(4) 既往にBCG歴があり、塗抹陽性患者と接触がない場合には、ツベルクリン反応発赤径の長径が四〇mm以上で最近の結核感染が強く疑われる者。

(5) 既往に化学療法がなく、エックス線写真で結核病学会分類Ⅳ型の所見を認める者及びⅤ型の所見を認める者の一部。

2 義務教育終了後二九歳以下の者に対する基準

義務教育終了後二九歳以下の者については、当該年齢層に対するツベルクリン反応検査の経験が我が国では比較的少なく、結核集団感染の場合以外には結核感染者を選定することが困難であるので、原則として結核集団感染で感染が疑われる者とする。

ただし、感染源と疑われる患者が塗抹検査で大量の菌（ガフキー三号以上）を排菌しており、激しい咳を続け、かつ、当該年齢層の者と密接な接触をしており、結核感染が強く疑われる場合には、結核集団感染の場合以外であっても、対象とすることが望ましい。

なお、前記1及び2の対象者については、結核登録票に④のマークを付して他の患者と区別し、結核サーベイランスの入力に際しては、別掲とされたい。